

教育子ども委員会 説明資料

第1期名古屋市障害児福祉計画（案）について

平成29年12月13日

子ども青少年局

目 次

1	総論	1
(1)	第1期障害児福祉計画の概要	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画の策定体制と市民意見の反映	2
(4)	計画策定の基本的事項	3
2	成果目標	4
(1)	障害児支援の提供体制の整備等	4
(2)	地域生活支援の充実	5
3	活動指標等	6
(1)	障害児支援	6
(2)	発達障害者等に対する支援	8
(3)	地域生活支援事業	10
(4)	地域生活支援促進事業	10
(5)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施	11
4	今後の予定	11

1 総論

(1) 第1期障害児福祉計画の概要

ア 計画の目的及び性格

平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法に基づき、障害のある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下、「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定める計画として、平成 30 年度から新たに策定が義務づけられたものである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法において、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定することができることとされているため、本市においても両計画を一体のものとして策定することとした。

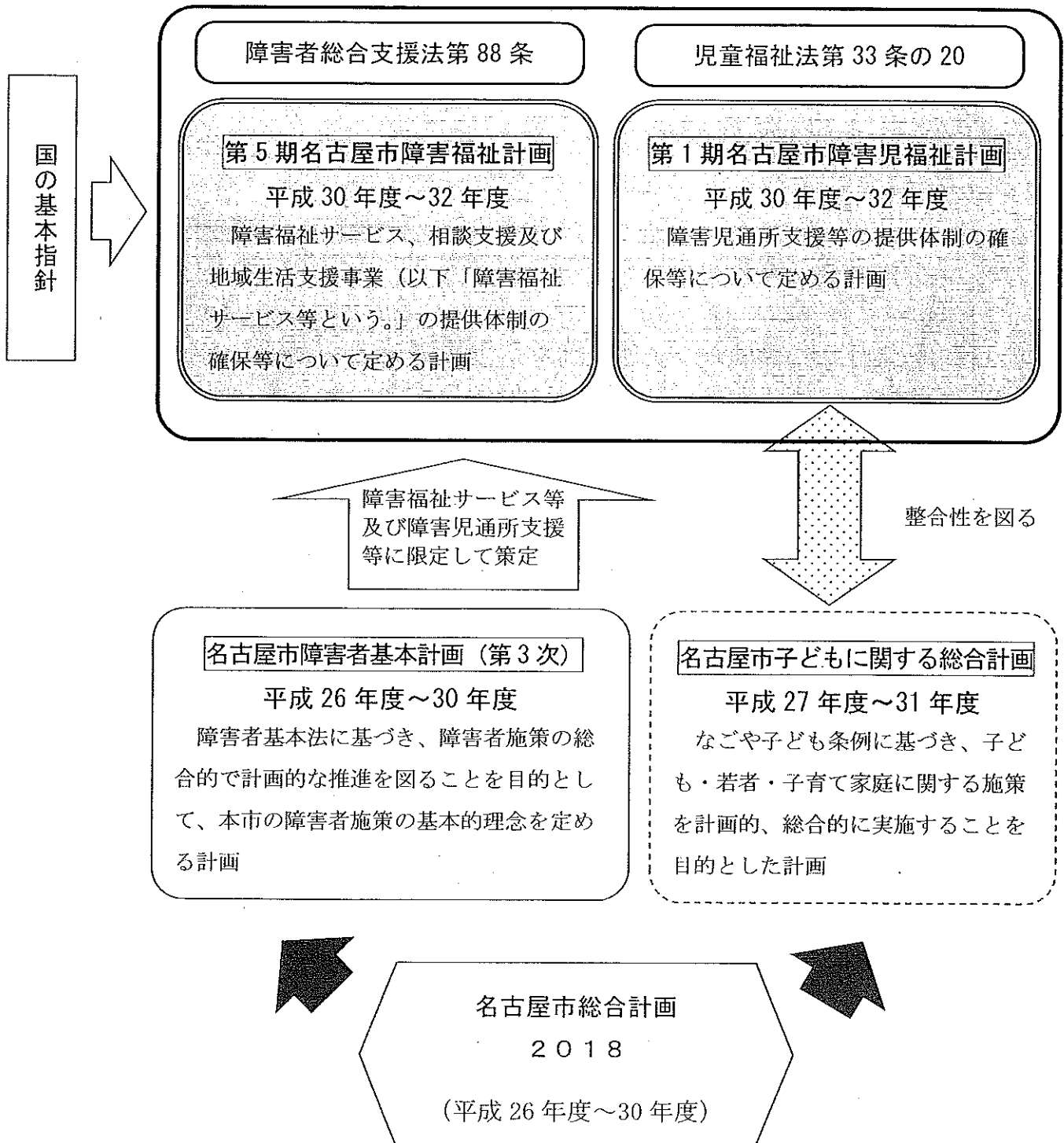
イ 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度

ウ その他

「第 4 期障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、障害児支援を活動指標等に記載している。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画の策定体制と市民意見の反映

- ・ 障害者施策推進協議会の下に、障害当事者も委員として参加する専門部会を設け、計画の内容を検討
- ・ 障害者等のニーズを把握するため、「障害者基礎調査」及び「障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」を実施

(4) 計画策定の基本的事項

ア 基本理念

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

イ 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

- ・ 発達障害者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等
- ・ 地域生活支援の充実

ウ 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

- ・ 乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の整備

2 成果目標

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る基本的な目標として、国の基本指針に基づき、「障害児支援の提供体制の整備等」を目標に定めるほか、障害のある人もない人も共に地域で暮らしていけるようにするため、本市独自の目標として「地域生活支援の充実」についても計画に定める。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

○平成 32 年度における児童発達支援センターの設置か所数 10 か所

○平成 32 年度の時点で、保育所等訪問支援を希望するすべての子どもが利用できる体制を整備

○平成 32 年度の時点で、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数 各 1 か所以上

○平成 30 年度末までに、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議の場を設置

【主な対応】

- ・児童発達支援センターにおいて安全な施設運営が見込まれる範囲で、認可上の定員を超えた受入の実施
- ・保育所等訪問支援の効果的な実施方法の方針決定及びニーズの把握
- ・重症心身障害児の受入のノウハウや医療的ケアに関する研修実施の検討
- ・医療的ケア児支援に係る協議の場の設置を円滑に進めるための準備会等の開催

(2) 地域生活支援の充実

障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保等の合理的な配慮が図られるよう努める。

特に、障害者等やその家族の高齢化、重度化への対応が課題となっていることから、年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた個別支援とともに、身近なところで相談支援を受けることができるよう、地域におけるサービス拠点の整備や身近な相談支援機能の充実に努め、地域生活の支援体制の強化を引き続き推進する。

【主な対応】

- ・障害児の居場所づくり事業の一つである「いこいの家事業」を子どもの発達に不安を感じる保護者への支援の場と位置づけ、市内にバランス良く配置することを目指す。

3 活動指標等

成果目標の達成に向けて必要なサービス量の見込み（活動指標）と確保方策を定める。

(1) 障害児支援

ア サービス見込量（月間）

区 分			28年度 実績	30年度	32年度
児 童 発 達 支 援	利 用 見 込 児 童 数 (人)	福 祉 型	680	920	1,358
		医 療 型	23	23	23
		合 計	703	943	1,381
	延 利 用 見 込 人 日 (人日)	福 祉 型	10,536	12,625	18,555
		医 療 型	153	153	153
		合 計	10,689	12,778	18,708
放課後等デイサービス	利用見込児童数(人)		2,596	2,751	3,896
	延利用見込人日(人日)		39,458	40,722	57,666
保育所等訪問支援	利用見込児童数(人)		9	24	24
	延 利 用 見 込 人 日 (人 日)		16	40	40
障 害 児 入 所 支 援	利 用 見 込 児 童 数 (人)	福 祉 型	102	100	100
		医 療 型	45	50	50
		合 計	147	150	150
障 害 児 相 談 支 援	延利用見込児童数(人)		215	311	457

イ サービス見込量の算定にあたっての考え方

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、過去 5 年の実績をもとに、利用量の伸びを勘案してサービス量を見込む。
- ・ 保育所等訪問支援については、実績が伸びていない現状を鑑み、平成 29 年度の見込量を据え置く。
- ・ 障害児入所支援については、平成 27 年度から平成 28 年度の実績をもとにサービス量を見込む。
- ・ 障害児相談支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用児童数の見込量に対する割合でサービス量を見込む。

ウ 主な確保方策

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用状況や事業所の設置状況等を公表することにより、事業所の適正配置を促進する。
- ・ 幼稚園や保育所等での障害児の受入に関する検討と並行して、保育所等訪問支援のあり方を検討するとともに、ニーズを把握する。
- ・ 関係機関との連携を密にとり、障害児入所施設の確保に努める。
- ・ 必要なサービス供給量を確保するための障害児相談支援事業所の配置を進める方策について検討する。

(2) 発達障害者等に対する支援

ア サービス見込量

区 分		28年度 実績	30年度	32年度
発達障害者支援 地域協議会の開催	開催見込回数（回） 見込量（年間）		2	2
発達障害者支援センター による相談支援	相談見込件数（件） 見込量（月間）	132	120	120
	実施見込か所数 見込量（月間）	1	1	1
発達障害者支援センター 及び発達障害者地域 支援マネジャーの 関係機関への助言	助言見込件数（件） 見込量（年間）	34	34	42
発達障害者支援センター 及び発達障害者 地域支援マネジャー による関係機関や 地域住民への研修、啓発	見込回数（回） 見込量（年間）	43	44	46

イ サービス見込量の算定にあたっての考え方

- ・発達障害者支援センターによる相談支援については、過去3年の実績をもとにサービス量を見込む。
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言については、平成27年度から平成28年度の実績をもとにサービス量を見込む。
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関や地域住民への研修、啓発については、平成28年度の実績をもとにサービス量を見込む。

ウ 主な確保方策

- ・既存の会議の機能や構成等を見直し、発達障害者支援地域協議会に求められる機能を満たすことができるよう発展的に継続させる。
- ・発達障害者支援センターによる相談支援については、相談者のニーズの傾向を見ながら、相談体制の充実に努める。
- ・コンサルテーションの取組を強化することにより、身近な場所における支援の質の向上を図る。
- ・地域の生活場面における発達障害への理解促進、支援の質の向上を図るため、行政機関の窓口職員を対象とした研修等の拡充に努めるほか、大学や障害福祉サービス事業所への研修等についても充実させる。

(3) 地域生活支援事業

サービス見込量（月間）

事業名		28年度 実績	30年度	32年度
発達障害者支援センター 運営事業（月間） （「発達障害者支援センター による相談支援」の再掲）	相談見込件数 （件）	132	120	120
	実施見込み か所数（か所）	1	1	1
障害児等療育支援事業	実施見込み か所数（か所）	6	6	6
発達障害者地域支援 協議会による体制整備事業 （「発達障害者支援地域 協議会の開催」の再掲）	開催回数（回）		2	2
巡回支援専門員整備事業		実施	実施	実施

(4) 地域生活支援促進事業

サービス見込量（月間）

事業名	28年度 実績	30年度	32年度
発達障害者支援体制整備事業	実施	実施	実施

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施

- ・身近な相談窓口（社会福祉事務所、保健センター、障害者基幹相談支援センター等）
- ・市民への広報・情報提供の推進
- ・障害を理由とする差別の解消
- ・サービスの質の確保
- ・人材の確保・育成
- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実
- ・計画の推進（障害者施策推進協議会において達成状況の調査・分析・評価）

4 今後の予定

平成 30 年 1 月 ～平成 30 年 2 月	市民意見の募集（パブリックコメント）
平成 30 年 3 月	障害者施策推進協議会において最終検討 計画の策定・公表

